

愛媛県地域防災計画(震災対策編)の主要改訂事項一覧

項目	追加・修正内容	備考		
		防災条例	防災基本計画修正	その他
第1編 (総論)	第1章 計画の主旨	防災条例の基本理念を反映するよう、新たに項目を設けて規定 国が定めた東南海・南海地震が発生した場合の活動要領に係る規定を新たに追加		
	第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	災害時要援護者の用語を定義 四国地方整備局の防災上処理すべき事務に、災害緊急対応事業を追加 指定公共機関 日本郵政公社の分社化に伴う修正 防災条例に示されている県民・事業者の防災上の役割について、新たに規定		
	第3章 地震発生の条件			
	第4章 地震防災緊急事業5箇年計画			
第2編 (災害予防対策)	各章	個別の対策内容(各章)の性格を勘案し、各章の記載順序を整理 防災条例規定条項の明示(以下関係箇所に記載)		
	第1章 防災知識の普及	県職員等の防災に関する教育項目や県民の啓発項目の中に、緊急地震速報を覚知したときの行動に関する知識について、新たに規定 えひめ防災の日・防災週間における啓発を新たに規定		
	第2章 県民の防災対策(新規)	自助に関する県民の役割、県・市町の活動について、新たに章を起こし追加		
	第3章 自主防災組織の防災対策	防災に係る県民の役割を上記「自助の活動」に移動		
		自主防災組織の点検項目として、防災条例の規定に準じて、備蓄物資の整備・点検を追加		
		自主防災組織の災害時要援護者の情報把握について、新たに規定 自主防災組織が行う救出・救護活動用の資機材・物資の備蓄について、新たに規定		
	第4章 事業者の防災対策(新規)	事業者の防災対策上果たすべき役割について、新たに章を起こし追加 事業者の事業継続計画策定支援等の高度なニーズに応えられる環境を整備するよう県・市町が取り組むことについて、防災基本計画に基づき規定		
	第5章 ボランティアの防災対策			
	第6章 地震防災訓練の実施			
	第7章 業務継続計画の策定(新規)	大規模震災に対処するための県・市町の業務継続計画に係る章を新たに規定		
	第8章 地震災害予防対策			
	第9章 津波災害・水害予防対策	地上系防災行政無線が更新整備されたことに伴うシステム名称の修正		
	第10章 地震災害予防対策	山地防災ヘルパー協会活動内容について、新たに規定		
	第11章 孤立地区対策			
	第12章 県民生活の確保対策			
	第13章 災害時要援護者の支援対策	福祉避難所について新たに規定		
	第14章 広域応援体制の整備	各種広域応援協定名の時点修正 新たに策定されている協定実施細目を追加		
	第15章 情報通信システムの整備	地上系防災行政無線の更新整備に伴う新システム概要の規定を新たに追加		
第16章 ライフラインの耐震対策				
第17章 公共土木施設等の耐震対策	地上系防災行政無線が更新整備されたことに伴うシステム名称の修正			
第18章 危険物施設等の耐震対策				
第3編 (災害応急対策)	各章	個別の対策内容(各章)の性格を勘案し、各章の規定順序を整理 災害対策本部体制見直しに伴う関係規定の修正		
	第1章 防災関係機関の活動	災害対策本部体制見直しに伴い、災害警戒本部体制について新たに規定し、災害対策本部体制の規定を修正		
	第2章 情報活動	地上系防災行政無線が更新整備されたことに伴うシステム名称の修正		
	第3章 広報活動			
	第4章 避難活動			
	第5章 緊急輸送活動			
	第6章 交通応急対策活動	地震発生時の自動車運転手のとるべき措置に係る規定に、緊急地震速報を覚知した時の規定を追加		
	第7章 災害拡大防止活動			
	第8章 地域への救援活動	協定を締結している接骨師会の規定を新たに追加		
	第9章 応急教育活動	学校長が実施する児童生徒の安全確保のための応急措置の内容を新たに規定		
		風水害対策編のみ記載されていた文化財保護の対応内容を風水害対策編の規定に順じ追記		
	第10章 災害時要援護者に対する支援活動			
	第11章 孤立地区に対する支援活動			
	第12章 応援協力活動	地上系防災行政無線が更新整備されたことに伴うシステム名称の修正		
	第13章 通信放送施設の確保			
	第14章 ライフラインの確保			
	第15章 公共土木施設等の確保			
第16章 危険物施設等の安全確保				
第17章 社会秩序維持活動				
復興 第4編 (復興)	第1章 災害復旧対策			
	第2章 復興計画			
	第3章 被災者の生活再建支援	被災者生活再建支援法改正により、被災地への支援が迅速に実施できるようになったことに伴う規定の修正		